

# 平成29年度簡易専用水道検査外部精度管理調査結果

一般社団法人全国給水衛生検査協会

## 1 趣旨及び目的

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関は、外部精度管理調査を定期的に受けることが義務付けられています。

一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、外部精度管理調査を適切に実施するために、学識経験者等で構成される外部精度管理企画委員会（以下、「委員会」という。）を設置して、実施についての具体的な事項について検討していただきました。なお、本外部精度管理調査は昨年度に引き続き、厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課（以下、「水道課」という。）の後援をいただいで実施しました。

委員会の構成は、次のとおりです。

委員長	早川 哲夫	(一社)全国給水衛生検査協会 参与
委員	山田 賢次	山田技術士事務所 所長
委員	松本 重裕	町田市保健所生活衛生課環境衛生係統括係長
委員	翠川 和幸	(公社)日本水道協会 工務部技術課担当課長
委員	本間 豊	(一社)全国給水衛生検査協会 技術参与
委員	田村 励治	(一社)愛知県薬剤師会生活科学センター 所長 簡易専用水道外部精度管理検討委員会委員長
委員	岡田 和明	(一財)静岡県生活科学検査センター 常務理事 簡易専用水道検査技術委員会委員長

## 2 調査の概要

### (1) 調査対象機関

簡易専用水道検査登録機関（全登録機関）

### (2) 日程等

日時：平成29年11月10日（金）13時30分～15時30分

場所：協会5支部（東北・北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、西日本）  
5会場で実施

参加者：127機関（正会員104機関、非会員23機関）

313名

### (3) 参加費用

協会会員：1 機関あたり 20,000 円(税込み)

非会員：1 機関あたり 25,000 円(税込み)

### (4) 実施方法

- ① 簡易専用水道の写真や図表をパワーポイントにより投影し、回答を求めました。
- ② 回答は厚生労働省告示 262 号に準拠して行うこととし、「簡易専用水道検査実務マニュアル（平成 29 年 6 月発行(2017 版)）」のみ会場へ持ち込みを認めました。
- ③ 本調査には一機関 3 名まで参加を認めています。なお、同一機関内の相談は可能ですが、他機関との相談は認めていません。

### (5) 調査の結果

- ① 調査の結果は 100 点満点とし、点数毎に S、A、B の 3 段階評価を行い、参加機関に通知しました。(S：100 点、A：90～99 点、B：90 点未満)  
評価の結果は、次のとおりです。

S： 69 機関 (54.3%)

A： 53 機関 (41.7%)

B： 5 機関 (3.9%)

なお、平成 29 年度の評価判定の結果、S (100 点) 及び A (90～99 点) の機関については、協会のホームページで公表することとします。

- ② 評価判定の内容は、次のとおりです。

「S：優秀 (100 点)」

貴機関は、平成 29 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、優秀な成績を収められました。今後も、現在の技術力を維持して、検査の信頼性の確保に努めてください。

「A：一部疑義あり (90 点～99 点)」

貴機関は、平成 29 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、一部疑義ありの結果となりました。よって、是正処置を講じてください。

「B：要改善 (90 点未満)」：是正処置の報告

貴機関は、平成 29 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、改善を要する結果となりました。よって、是正処置を講じるとともに、協会事務局へ報告してください。

(6) 報告

外部精度管理調査結果は委員会に報告し、審議の後、後援をいただいた水道課に報告しました。なお、登録機関に対しては、平成30年3月までに報告会を開催することとします。